

令和6年1月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年1月19日(金)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時6分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

4番 佐藤 幸信 委員

6番 田代 英毅 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	16件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	3件
報告第3号	非農地について	61件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一      武田 隆洋      江田 征樹

### 6. その他出席

傍聴者      1名

## 議長

それでは、ただいまより令和6年1月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番、〇〇〇〇委員と議席番号6番、〇〇〇〇委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について3件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、4筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから農地法

第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、3筆でございます。

議案第2号、番号1の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、資材置場が不足した申請人が現在所有する資材置場を広げるため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は西側河川へ放流される計画となっております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地

であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さんから御意見等ございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

#### 4番委員

4番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

1月10日に、会長と私、〇〇委員、それから〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町の〇〇に所在する農地です。

申請者は、不足する残土・砂利置場へ転用するため申請されたものです。現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題は無いと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

#### 議長

ただ今、〇〇委員から御意見をいただきましたが、ほかにはございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1番の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について16件、26筆でございます。

議案第3号、番号1から番号16につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、3ページから6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により16件、26筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が3万8,526平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が20件、3万5,351平方メートル、使用貸借権が3件、3,175平方メートル、総合計が23件、3万8,526平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は3件、地目「田」の設定面積は、5,317平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人15名、借人12名、渡人1名、受人1名、申請枚数は16枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第3号、番号4の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので委員の退席を求めます。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは議案第3号、番号4の案件について質疑を求めます。

ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

次に、番号4を除く案件について、質疑を求めます。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、7ページから9ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして7件、12筆

が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、10ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、6筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

次に、11ページから21ページをお願いします。

報告第3号、非農地についてです。

別冊資料2の非農地位置図を御覧ください。

議案書の備考欄に記載している地図のページ番号が、別冊資料2のページとなっております。

内訳につきましては、議案書の21ページの非農地集計表で御説明いたします。

まず、鳥栖地区は、非農地の該当はありません。

それから田代地区は、「田」、「畑」、「その他」の内訳は記載のとおりでございまして、地区の合計は7筆、面積が5,105.04平方メートルでございます。地図では、1ページから5ページがその対象地になっております。

次に、基里地区は、「畑」のみでございまして、地区の合計は3筆、面積が1,359平方メートルでございます。地図では、6ページが対象地になっております。

麓地区は、「田」、「その他」の内訳は記載のとおりでございまして、地区の合計は37筆、面積が6,545平方メートルでございます。地図では、7ページから10ページがその対象地になっております。

旭地区は、「その他」のみでございまして、地区の合計は36筆、面積の合計が6,236.77平方メートルです。地図では9ページ、11ページから13ページが対象地になっております。

総合計は83筆、1万9,245.81平方メートルとなっております。

今後は、登記地目が「田」、「畑」のものに関しましては、非農地の通知を所有者に送付いたしまして、それをもとに所有者が、法務局で地目の変更をしていただく手続きになります。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次に、その他の事項で事務局からお願いします。

#### 事務局

資料のほうをお配りします、少しお待ちください。

(事務局より資料配付)

それでは、先月お尋ねがありました、農転申請の添付書類につきまして御説明をしたいと思います。

資料の1枚目を読み上げますので、下の中央の農地法施行規則の第30条を御覧ください。

申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。1、申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書。2、土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書。3、申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面。4、次条第5号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面。5、申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面。6、申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)。7、その他参考となるべき書類。

添付書類につきましては、この条文が基本となっております。

次の書類のほうに、申請書に添付する書類の一覧表をつけておりますけれども、〇〇委員から繰り返し発言がっております地元の同意書につきましては添付書類となっておりますので記載はございません。

説明は、以上になります。

**議長**

事務局、ほかにはございませんか。

**事務局**

すいません、もう1点。

この場をお借りいたしまして、鳥栖市では、現在ゼロカーボンシティ宣言として、その取組の一環でエコスタイル、いわゆるウォームビズを試行的に行っているところでございます。職員がネクタイ、ジャケットその辺の着用を省略することがあると思います。

皆様には、若干不自然さを感じさせることがあるかと思っておりますけれども、何とぞその辺の御理解をよろしくお願いしたいと思います。施行期間といたしましては、今年の1月5日から4月30日までとさせていただいているところでございます。何とぞ御了承のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長**

その他について皆さんのほうから何かございませんか。

はい、〇〇委員。

**7番委員**

〇〇です。ありがとうございます。

ちょっと私が本当に聞きたいのは、事前に農業委員、推進委員が現地調査をする、今日の報告もあったとおり、1回してますよね。これは、何かあるんですか。強制的っちゅうか、これは、添付書類っちゅうか申請書には関係ない。それは農業委員の何か、規則じゃなくてしているんですか。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

言われるように法的なところでの現地立会いというものについてはございませんけれども、審議になったときに、各委員から質疑があった場合等に対応するためのものと理解しております。

以上になります。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

だから、言ってるんですよ、鳥栖市のときだけない。何でなかったのか。

**議長**

すいません、〇〇委員、もうちょっと分かりやすくお願いします。

**7番委員**

鳥栖市の農地転用のとき、地元の推進委員、農業委員、事前調査っちゅうとがなかったんですよ。だけど今委員会でやっているときは、必ずあってますよね。そのことです。

**議長**

事務局、お願いします。

**事務局**

一般的に市の公共事業とか、例えば道路拡幅とか河川工事をするとき、そういったときに対しての農地取得の場合には、公共事業にあたるということで立会い等は行っていないっていう事実はございます。今回もそれにあたるものかと思われますので、実際的にはそこまで

の現地確認をしなかったっていうところは考えられるかなと思います。

以上でございます。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

それはおかしいと思いますよ。建物とか道路とか、そういう市とか関わっているとき地元区長とか、立ち会ってしていますよ。今度の鳥栖市の転用のときは、推進委員は権利がないと言われましたね、事務局は。何度も尋ねたけど、ないち。いまだもってないち言いよる。

だけど、県の農業会議所とか農林水産省とかは進んで出てくださいい言いよる。とんでもないことで、結局地元の声をなくすためにしてきたんですよね、事務局は。どうですか。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

以前もお答えしたかと思いますが、法律のほうを読み上げさせてもらって説明をしたつもりでございます。その内容について推進委員さんは発言ができるというふうなことで理解しておるところでございます。

以上になります。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

皆さんパンフレットっちゅうか、テキストもらってますよね。それによれば、推進委員は委員会に出て意見を述べることができると書いてあるんですよ。逆に言えば、出てもらうち。

会長、これ、逆に言えば推進委員さんが意見を述べにこられる、これを進めてくださいいっちゅう、この間県の農業会議所の〇〇さんやったか、言われたでしようが。会長、推進委員の権利を取ってるんですよ。

その時、推進委員は私のほかに〇〇さん、それとまあいっちょの方が出られて、〇〇さんが手を挙げて言われたけど全然発言できんやった。問題ですよ、そういうことは。

まず席がない、傍聴席で発言はできないち言うてるでしよう。推進委員の席がない。会長、どうですか。

**議長**

事務局、お願いします。

## 事務局

農業委員会等に関する法律の中で、第29条の総会及び部会と推進委員との関係というところで、総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるというふうになっております。求めることができるでございます、推進委員さんがその場で、随時発言をするっていうふうな規定ではないと思われま。

以上でございます。

## 議長

はい、〇〇委員どうぞ。

## 7番委員

私、農業会議所で確認してきました。あの場合は、農業委員さんの権利として何か発言ができないっちゃうか、地権者だったので〇〇さんは退席されたりするけんが、全部地元をのけようという、意見をなくす考えやったと思います。それで、農業会議所に尋ねたら、本来、推進委員を出席してくださいお願いせやんち。そして、鳥栖市はちゃんと説明にこやん。来るべきやったって、自分たちは言われな。農業会議所としては。

そいけん、鳥栖市は、ちょっと間違った農業委員会への圧力っちゃうか、やり方があったので、〇〇委員以外は全部反対した。だけど県に行ったら、賛成になった。それを、鳥栖市の農業委員会が黙っとる。それもおかしいと思います。

それともう一つ、この7番目に、さっき農地法の説明で、7番目にその他参考になるべき書類、地元の意見書がないのに、農業委員さん何遍も言いよつとに、参考になりますか。私たち、基里とか田代のことは分かりませんよ。それを言ってるんですよ。

## 議長

〇〇委員、どうぞ。

## 11番委員

すいません。それは、農業委員会がおかしかったこと自体がおかしいと私思うんです。

これは、農地法に基づいて、ここに弁護士の〇〇さんもおられますけど、法というのは法に基づいて施行令があって、施行令のいきさつを施行規則で。

こういう法律があります、じゃあ施行令でこういうふうにしなさい。明細にするためにはこういうふうな規則の中で、こういう文章に基づいて規則でやんなさい。なおかつ、分からんときは市町村条例とかそういう鳥栖市独自の条例をつくんなさい。この法律で、我々も動い取るはずですよ。

農業委員会はどうなんだろうかと、私も農業委員です。自覚を持って農業委員をやっております。ですから、法律に何ら間違ったことはないと思うんですよ。

それで、農業委員会の農業委員を責めるのはおかしい、私はそう思います。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

私、そげん難しいことを言っておりません。法律を変えるとかそげんじゃなして。

その時の問題が、農業委員さんは反対してるんですよ。きれいにみんな反対してる、1人だけ賛成して。それで、県に送った意見書も、一応整って送ったっちゃうけど、全く白が黒になって帰ってきとる。それを鳥栖市の農業委員会が全然問題にしないっちゃうこともおかしいし、それと何度も言いよる申請書類を見せてくれっちゃうとが、この3か月以内も全然取ってないですよ、地権者に聞いても。そんな話ない、こんなおかしな話をずっと続けるけん私は言ってるんです。

**議長**

書類に関しては、権利がないというような話をもう以前から事務局のほうで回答をされてたと思います。それをまた繰り返し発言されるのは、ちょっとどうかというふうに私は考えておるんですけど。

〇〇委員、どうぞ。

**11番委員**

ずっとこの話は出とると思うんですね、〇〇さんが言われるのは。鳥栖市のは賛成が〇〇さん、反対が幾らというようなことで県のほうに行っとろうと思うんです。ですから、鳥栖市に主導的なもんはありませんからということだったらすよ、県のほうに御相談されたほうがよかつちやなかですか、直接。私はそがん思います。

自分で間違えと思うなら県に行って、言い分を言って帰ってきます。私やったら、そうします。

そいけん、そこんにきばようと〇〇さん考えられたほうがいいんじゃないかろうかと。そこんにきの県に行くための何か知恵がないでしょうかとあなたがおっしゃるなら、我々でも少し考えて、こうしたらいいんじゃないですかああしたがいいんじゃないですか。そういうのならいいと思うんです。

ですが、こういう会議の中で、今日はもう私も何遍も目を通してきておりますけど、皆さんも多分そうだろうと思うんです。これを見てない農業委員さんは誰もおらんとと思うんです。ですから、賛成ですかと言われたら素直に手を挙げられる。これが農業委員会じゃなかろうかと、私は思っております。

以上です。

**議長**

〇〇委員どうぞ。

**7番委員**

私、今の農業委員会に問題がっち言よらんで、その件をまた事務局が言われたけん、言いよつとであって。

県に行けちいうても、県は鳥栖市以上にうてあわんですよ。県が、多分鳥栖市に頼んどつとやんけんが。県が、考えてくれるなら全部これも進んどらん。

ただ、鳥栖市として、農業委員として考えてもらえるならと思って言いよるだけであって、もう昔のことは関係ないち言われれば、もうそれ以上言うことはないし、以上です。

**議長**

ほかにございせんか。

(発言する者なし)

はい、ないようですので、それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年2月20日火曜日、午前9時半より3階第3委員会室で開催を予定しております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。



農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_